

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分者数(26年度)

(単位:人)

処分の種類 処分事由・任命権者		降任		免職		休職		降給		合計		失職
(1)勤務成績が良くない場合	知事部局	1	[1]							1	[1]	
	教育委員会									0	[0]	
	警察本部									0	[0]	
	小計	1	[1]	0	[0]					1	[1]	
(2)心身の故障の場合	知事部局					139	[41]			139	[41]	
	教育委員会					68	[62]			68	[62]	
	警察本部					64	[18]			64	[18]	
	小計	0	[0]	0	[0]	271	[121]			271	[121]	
(3)職に必要な適格性を欠く場合	知事部局									0	[0]	
	教育委員会									0	[0]	
	警察本部									0	[0]	
	小計	0	[0]	0	[0]					0	[0]	
(4)職制・定数の改廃・予算の減少により廃職・過員を生じた場合	知事部局									0	[0]	
	教育委員会									0	[0]	
	警察本部									0	[0]	
	小計	0	[0]	0	[0]					0	[0]	
(5)刑事事件に関し起訴された場合	知事部局									0	[0]	
	教育委員会									0	[0]	
	警察本部					1				1	[0]	
	小計					1	[0]			1	[0]	
(6)条例で定める事由による場合	知事部局									0	[0]	
	教育委員会									0	[0]	
	警察本部									0	[0]	
	小計					0	[0]	0	[0]	0	[0]	
(7)合計((1)~(6)の計)	知事部局	1	[1]	0	[0]	139	[41]	0	[0]	140	[42]	
	教育委員会	0	[0]	0	[0]	68	[62]	0	[0]	68	[62]	
	警察本部	0	[0]	0	[0]	65	[18]	0	[0]	65	[18]	
	合計	1	[1]	0	[0]	272	[121]	0	[0]	273	[122]	
(8)地公法第28条第4項により失職した者	知事部局											0
	教育委員会											0
	警察本部											0
	小計											0
(9)地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者	知事部局											0
	教育委員会											0
	警察本部											0
	小計											0

(注) 心身の故障による休職で処分期間を更新した場合等、同一の者が複数回の分限処分に付された場合は、その数を重複して計上している。

[ ]は、実人数を計上している。

(2)懲戒処分者数(26年度)

(単位:人)

処分の種類		戒告	減給	停職	免職	合計
処分事由・任命権者						
(1)給与・任用に関する不正 (諸給与の不正領得等)	知事部局					0
	教育委員会				1	1
	警察本部					0
	小計	0	0	0	1	1
(2)一般服務違反関係(信用 失墜行為・欠勤・勤務態度 の不良等)	知事部局	4	1	2		7
	教育委員会			1	1	2
	警察本部					0
	小計	4	1	3	1	9
(3)公務外非行関係(金銭・異性 関係等の非行等)	知事部局		1		1	2
	教育委員会					0
	警察本部		2		1	3
	小計	0	3	0	2	5
(4)収賄等関係	知事部局					0
	教育委員会					0
	警察本部					0
	小計	0	0	0	0	0
(5)道路交通法違反	知事部局		1	1		2
	教育委員会		1		1	2
	警察本部					0
	小計	0	2	1	1	4
(6)監督責任	知事部局					0
	教育委員会					0
	警察本部					0
	小計	0	0	0	0	0
(7)合計((1)~(6)の計)	知事部局	4	3	3	1	11
	教育委員会	0	1	1	3	5
	警察本部	0	2	0	1	3
	合計	4	6	4	5	19